

第 5 章 全体構想

1. 将来都市構造

1-1 都市構造の基本的な考え方

将来都市構造は、都市づくりの目標の実現に向けて、人口減少・少子高齢化の進展や、社会情勢などを踏まえて戦略的に考える必要があります。

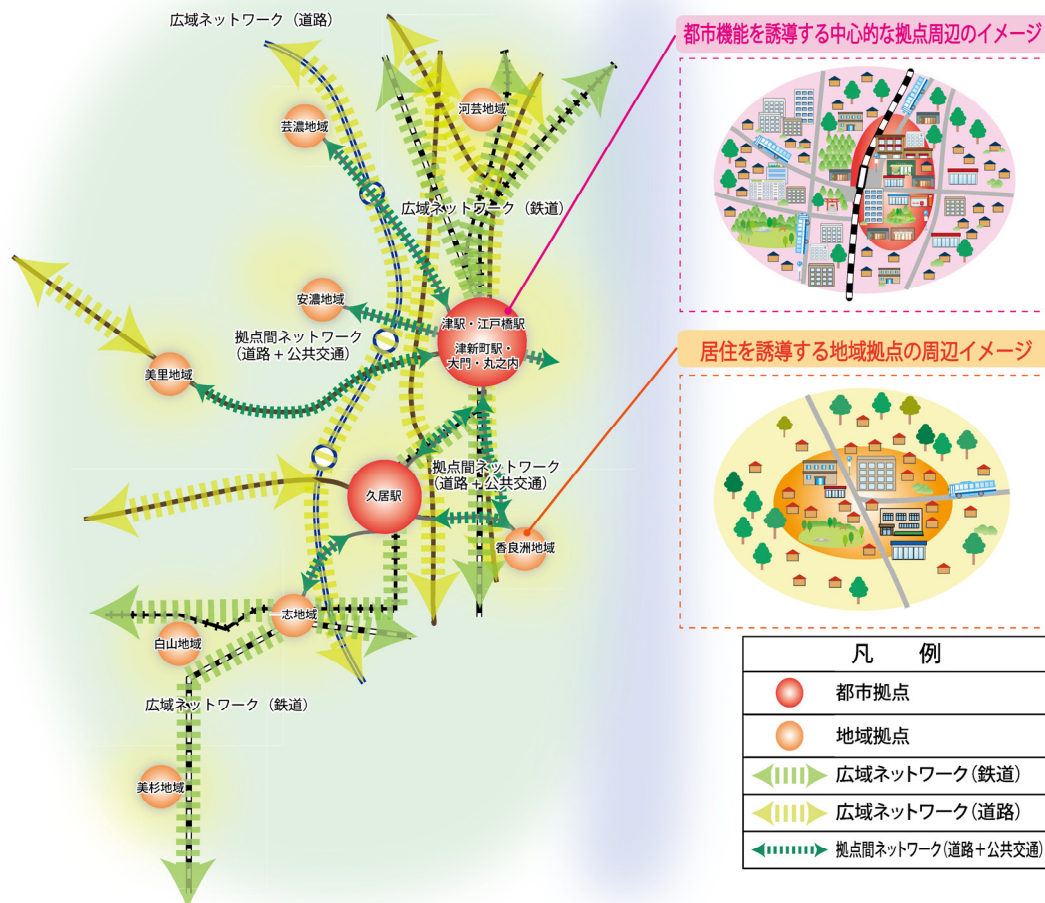
本市は、人口増加を背景として、良好な住宅地のほか、各種都市基盤の整備や医療・福祉・子育て支援・商業などの良好な生活サービスに資する利便施設の立地が進んできました。しかし、本市は人口減少期を迎えており、その傾向は今後も続くと予測されていることから、今後の都市づくりについては、人口減少下においても現在までに築かれた生活基盤が維持できる人口密度が必要となります。

今後の都市構造は、鉄道駅などの移動利便性の高い拠点に都市機能が集積し、その周辺に良好な生活サービス機能が確保された居住地を形成することで都市のコンパクト化を図る「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の構築が重要となります。そのため、都市機能や居住の誘導方針、誘導に向けた施策などを定めた立地適正化計画を都市マスタープランと同時に策定し、新たな都市構造の構築を目指します。

また、地震・津波による災害リスクを有する本市において、堤防などのハード整備のみに頼るだけではなく、自助・共助・公助によって地域防災力を高めていくために、起こり得る災害の予測を把握し、短期的かつ中長期的に安全・安心な都市構造を構築します。

さらに、現在までに形成してきた都市基盤の中で、都市機能の集約化を進めながら居住地と拠点を不自由なく移動できる連携軸（道路、公共交通等）を合わせて構築します。

都市構造構築のイメージ【多極（拠点）＋ネットワーク（軸）】



1-2 都市構造を構成する要素

(1) ゾーン

市域に「都市ゾーン」、「農住調和ゾーン」、「農村環境共生ゾーン」、「自然環境共生ゾーン」の4つのゾーンを設定し、それぞれの特性に応じた適正な土地利用などを誘導します。

(2) 拠点

多様な地域を有する本市の特性を踏まえ、都市的サービスを楽しみ、本市の求心力を高めることができる機能を有した拠点を配置するほか、住民生活や地域コミュニティの中心となる地域的な拠点などを配置することにより、持続可能な都市形成を進めます。

(3) ネットワーク（軸）

市内外を始め、中部圏や関西圏、更には世界を視野に入れ、リニア中央新幹線の計画・整備状況も注視しつつ、「ひと」、「もの」、「情報」等を結びつけることができる総合的な交通体系の形成などを進めることで、住民生活の利便性はもとより、地域内外における交通の連携に努めます。

1-3 ゾーン

(1) 都市ゾーン（津都市計画区域の市街化区域）

- 主要な鉄道駅、バスターミナル、公共施設の周辺については、生活サービスが効率的に提供されるよう、子育て世代や高齢者を始めとする多様な居住者の日常生活を支援する都市機能（医療・福祉・商業・子育て支援等）の集積を進めます。
- 津都市計画区域の市街化区域のうち、津波による災害リスクの低い区域については、生活サービス施設への多様なアクセス手段を確保するとともに、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう緩やかに居住誘導を行い、人口密度を維持します。
- その他の区域については、市内に活力とにぎわいを創出できる有効な土地活用の促進に向け、用途地域に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2) 農住調和ゾーン（津都市計画区域の市街化調整区域、安濃・亀山都市計画区域）

- 津都市計画区域の市街化調整区域、安濃都市計画区域及び亀山都市計画区域を対象としている当該ゾーンは、一団の住宅団地や農村集落など、住宅地が形成されている区域も含まれるものの、ゾーン全体としては、農地などの自然的土地利用を保全していくべき地域と位置付け、スプロール的な開発を抑制し、優良な農地の維持・保全に努めます。
- 一団の住宅団地や農村集落などによって住宅地が形成されている区域については、地区計画制度などの活用により、良好な住宅地の形成を進めます。
- 安濃都市計画区域及び亀山都市計画区域において、総合支所などを中心として市街地が形成されている区域については、利便性の高い市街地を維持します。
- 広域的な自動車交通の利便性が高い、伊勢自動車道のインターチェンジ周辺や国道23号中勢バイパス沿道などについては、農地などの自然的土地利用の保全を基本としますが、本市の活力の維持向上に必要な場合かつ、その時点の法制度で可能な場合は、自然環境や農地の保全、無秩序な開発の抑制に配慮しつつ、工業、物流などの機能を計画的かつ効率的に配置できるよう土地利用を検討します。

(3) 農村環境共生ゾーン（都市計画区域外で市街地や集落等の生活環境が形成された区域）

- 美里地域、白山地域、美杉地域において、総合支所などを中心に一団の生活環境が形成されている区域については、地域の生活サービス機能を確保し、市街地を維持します。

- 都市計画区域外のうち、一志地域の一部地域については鉄道駅周辺、幹線道路沿道、一団の住宅団地などにおいて市街化が進行していることから、今後の市街化の動向に注視しつつ、無秩序に開発が進むことが懸念される場合は、計画的な市街地の維持・形成に向け、津都市計画区域への編入を検討します。また、久居地域の都市計画区域外の一部区域についても、幹線道路沿道の一部地域において一団の住宅地形成などが進行していることから、今後の市街化動向に注視しつつ、必要に応じて津都市計画区域への編入を検討します。
- 森林、農地や既存の農村集落などがみられ、主に農業的土地利用、自然的土地利用が図られている区域については、都市的土地利用の拡大を抑制しつつ、農業や林業の振興による優良農地や森林を保全するとともに、農業的土地利用、自然的土地利用を中心に既存の住宅などが調和するゆとりと潤いのある空間の形成を進めます。

(4) 自然環境共生ゾーン（都市計画区域外で農村環境共生ゾーン以外の区域）

- 自然公園に指定された区域など、豊かな自然環境と森林資源などを有し、農山村景観などが広がる区域については、都市的土地利用の抑制はもとより、多様な公益的機能を有する森林や農地の保全、更にはこれらを守るために不可欠な農山村集落機能を維持します。
- 自然と歴史・文化資源の保全と活用を図りつつ、地域外からの交流人口を呼び込むなど地域の活性化を進めます。そのため、地域特性に応じた整備手法により、自然の恵みなどを活かした空間の形成を進めます。

1-4 拠点

(1) 都市拠点（津駅・江戸橋駅周辺、津新町駅・大門・丸之内周辺、久居駅周辺）

□ 都市核

県都である本市の顔であるとともに、行政、商業、業務、教育、文化、医療、福祉、交流などの多様で高質な都市機能が集積する津駅・江戸橋駅周辺地区、津新町駅・大門・丸之内周辺地区については、将来にわたって市民や来訪者が都市的サービスを楽しむことができる中心的な核として、既存ストックを活用しつつ、更なる都市機能の誘導などを進めるとともに、県都としての魅力を高めていくための整備充実に努めます。

□ 副都市核

久居駅周辺地区については、駅周辺の都市機能の整備促進など、既存ストックを活用しつつ、都市核を補完する役割を果たす副次的都市機能の充実強化を進めます。

(2) 地域拠点（河芸・香良洲・芸濃・安濃・一志・美里・白山・美杉地域の中心部周辺）

- 住民生活や地域コミュニティの中心となる拠点として位置付け、住民生活に不可欠である基本的な行政サービス機能や生活サービス機能などの維持・確保に努めるとともに、公共交通の結節点として、都市拠点と結ぶ公共交通ネットワークを維持します。

(3) 交流拠点（津なぎさまち周辺、津インターチェンジ周辺）

- 海の玄関口である津なぎさまち及びその周辺については、世界に開かれた交流機能の向上と、三重県内初の認定を受けた「みなとオアシス」にふさわしい更なるにぎわいと潤いのある都市空間の形成を進めます。
- 津インターチェンジ周辺については、津市産業・スポーツセンターにおけるビジネスやスポーツ等の各種イベントなどの集客力と、自動車交通の重要な結節点であるアクセス性の良さを活かした圏域内外との交流機能の充実に努めます。

(4) 産業拠点（中勢北部サイエンスシティ、ニューファクトリーひさい周辺の工業団地群）

- 魅力的な雇用の場として本市の成長促進の原動力となる中勢北部サイエンスシティとニュ

ーファクトリーひさい周辺の工業団地群については、本市を代表する産業集積地として、四日市市、鈴鹿市、亀山市など北勢地域に集積する産業との連携を意識しつつ、既存の産業用地の拡大も視野に入れ企業立地の積極的な誘導を進めるとともに、産学官の連携強化に努めます。

(5) 歴史・文化拠点（津城跡周辺、一身田寺内町地区、三重県総合文化センター周辺、多気北畠氏城館跡周辺）

- 津城跡（お城公園）、一身田寺内町地区、三重県総合文化センターや三重県総合博物館及び多気北畠氏城館跡周辺などの施設が集積する地区については、歴史的かつ文化的な魅力にあふれる本市を効果的に発信する拠点として、関係自治体との連携も視野に、歴史的な景観の保全・形成を進めるなど、歴史・文化の環境保全とこれらを活かした市民参加型のまちづくりに努めます。

1-5 ネットワーク（軸）

(1) 広域連携軸

《幹線道路軸》

- 広域的な幹線道路を幹線道路軸として位置付け、市内の各拠点などを有機的に結びつけるとともに、本県の北勢地域、南勢地域、更には中部圏、関西圏との交流及び連携の強化に向け未整備区間の整備を促進します。
また、市内を効率的に連絡し、緊急時における救急物資の供給などに必要な人員、物資等の輸送を円滑に実施するための緊急輸送道路網などの構築を進めます。

《鉄道軸》

- 人口減少・少子高齢化の進展に対応するため、市域内の鉄道網を鉄道軸として位置付け、日常生活の移動利便性を確保する交通手段としての機能維持を図るとともに、隣接市との広域的な連携強化に寄与する手段として利便性の向上を促進します。

《航路軸》

- 津なぎさまちから中部国際空港への海上アクセスルートを航路軸として位置付け、国内各地更には世界とを結ぶ広域的な交流連携を図る軸としての機能強化を進めます。

(2) 地域連携軸

《道路軸》

- 市内の各地域や拠点を結ぶ主要地方道や一部の県道を地域連携軸（道路軸）として位置付け、広域連携軸と一体となって圏域内外の連携強化及び域内移動の円滑化などの利便性の向上に努めます。

《バス軸》

- 都市拠点や地域拠点をつなぐ主要なバス路線を地域連携軸（バス軸）として位置付け、都市拠点と地域拠点のアクセスを確保します。

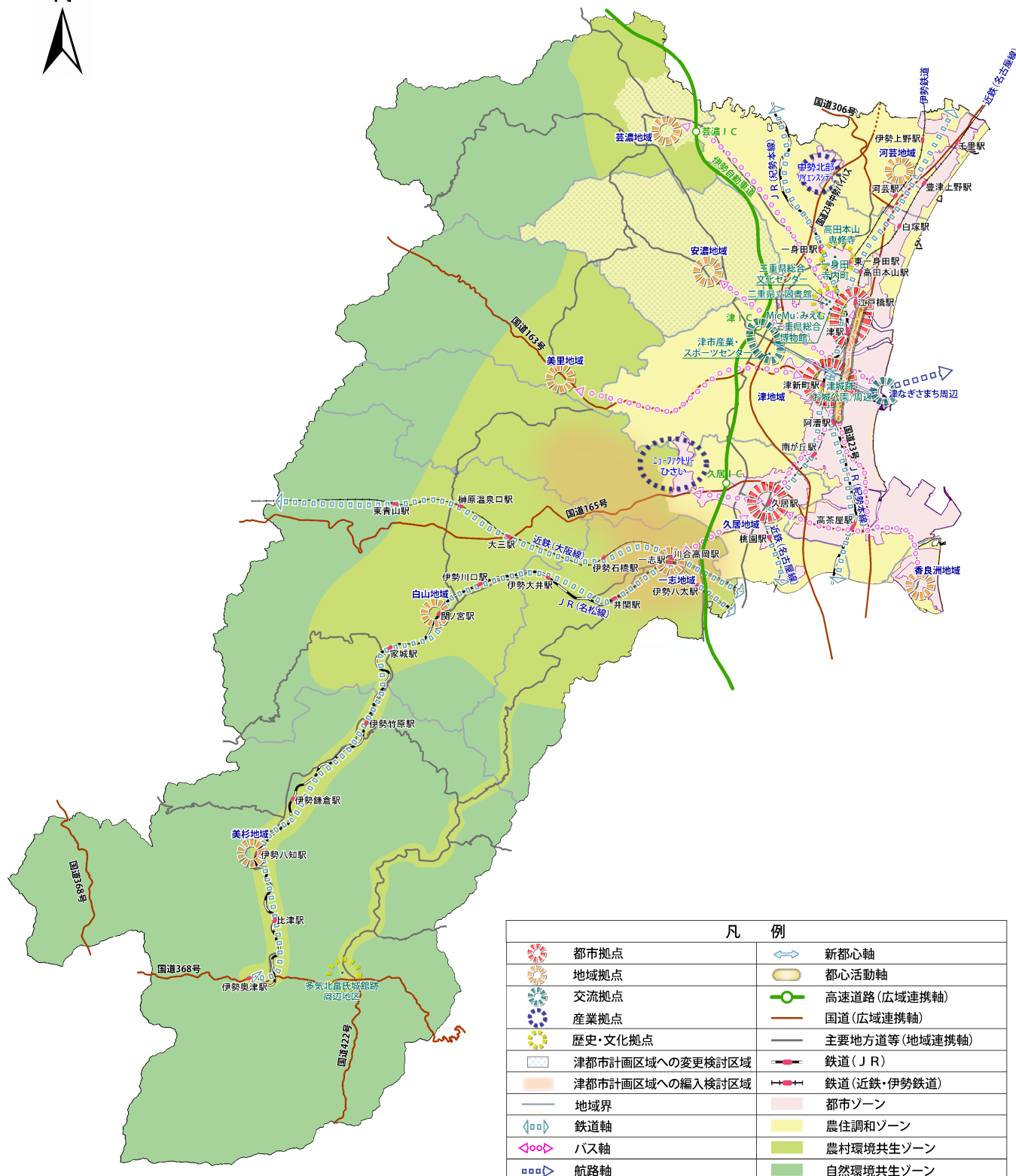
(3) 都心軸

《都心活動軸》

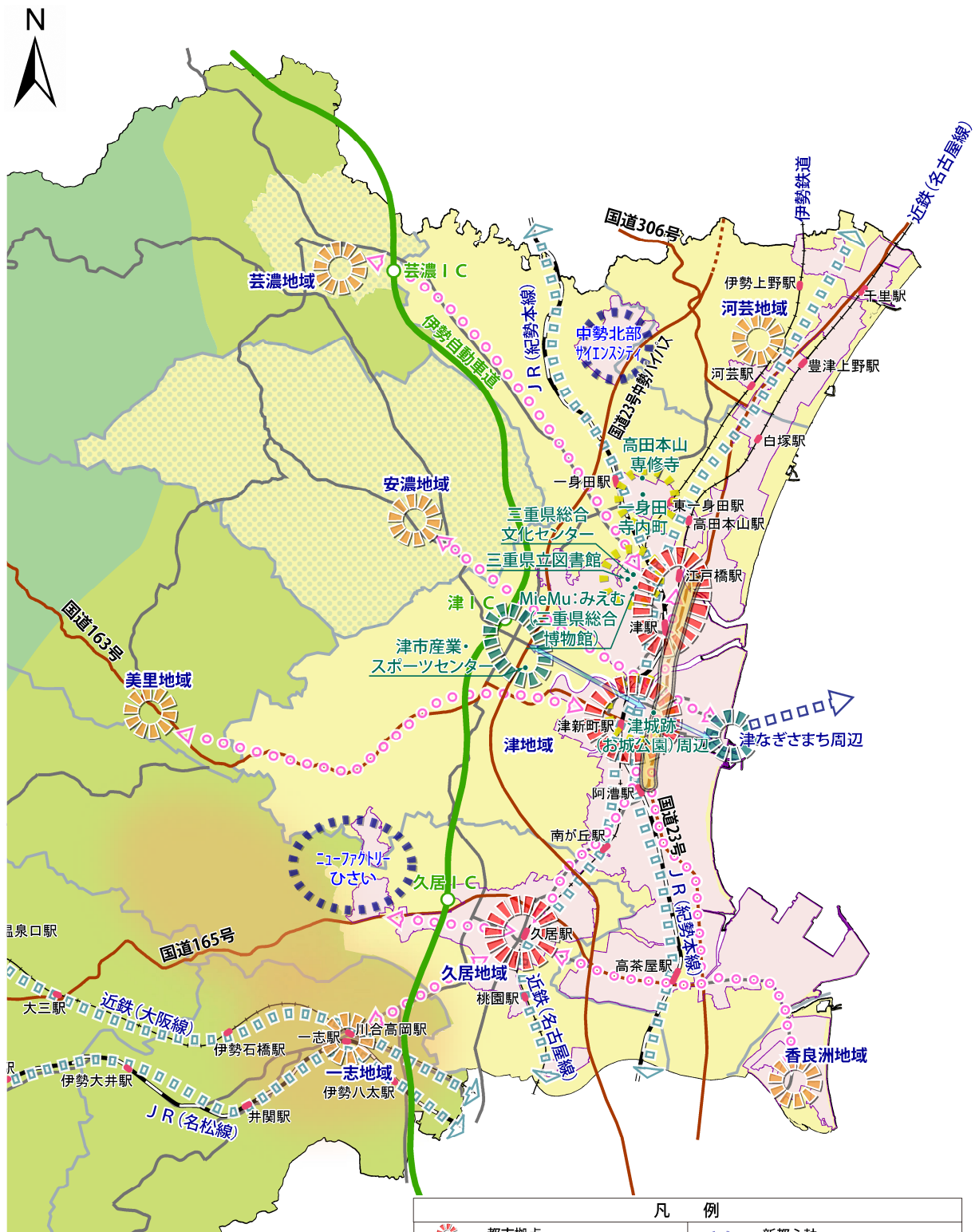
- 都心活動の南北軸となる国道23号を中心とする地域を都心活動軸として位置付けます。都心活動軸については、既存の都市基盤を活用し、将来的にも本市の経済的、文化的な牽引役となるよう、多様な都市機能の更なる誘導と都市基盤整備の充実に努めます。

《新都心軸》

- 交流拠点である津インターチェンジ周辺及び津なぎさまち周辺から、都市拠点である津新町駅、大門・丸之内周辺地区へ誘導する（都）津港跡部線を新都心軸として位置付け、2つの交流拠点と市中心部である都市拠点との交流機能の充実に努めます。



■将来都市構造図(市域全体)



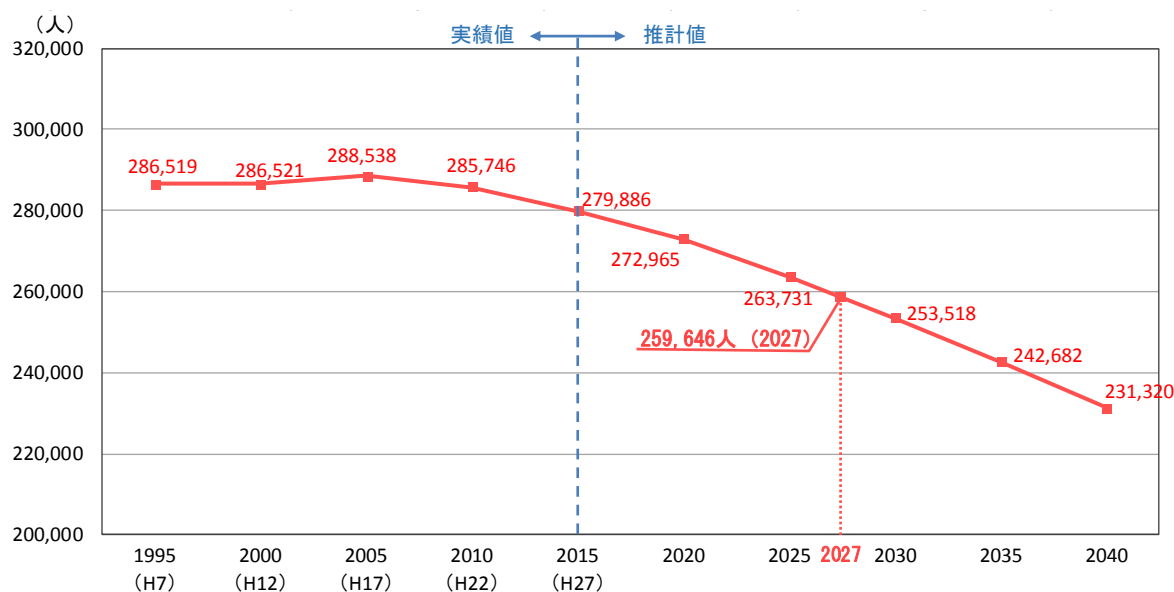
■将来都市構造図（拡大）

2. 将来フレーム（計画の枠組み）

将来フレームは計画的な都市づくりを進めるための基本的な枠組みとなるもので、人口、工業、商業、土地利用、財政構造について設定します。なお、目標年次は 2027 年とします。

2-1 人口フレーム

人口の将来の見通しについては、国土交通省の都市計画運用指針により「国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」といいます。）が公表している将来推計人口を採用又は参酌すべき」とされていることから、市域を対象とした将来目標人口は、社人研の将来推計人口を基に設定します。



資料：国勢調査及び社人研推計値

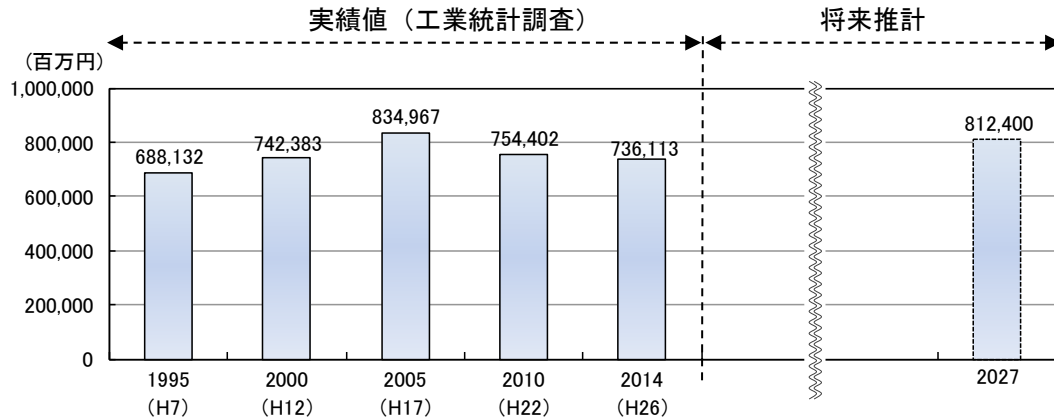
■将来人口の推計

項 目	2015 年(平成 27 年) 現況値	2027 年 推計値	2015 年(平成 27 年) との差分
社人研による推計値	279,886 人	<u>259,646 人</u>	▲20,240 人

2-2 工業フレーム

工業については、製造品出荷額等の推計を行います。推計方法は、おおむね過去 20 年間の実績値の推移を用いて、トレンド推計によって行います。

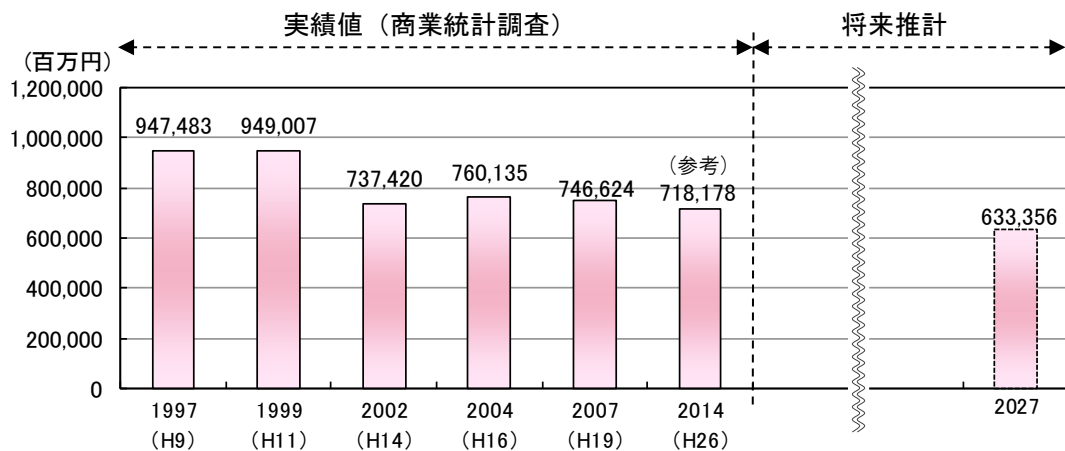
市域を対象とした 2027 年における製造品出荷額等は、過去の実績値を用いたトレンド推計の結果から最も相関の高い計算式の結果を踏まえ、**8,124 億円**とします。



2-3 商業フレーム

商業については、年間商品販売額の推計を行います。推計方法は、おおむね過去 20 年間の実績値の推移を用いて、トレンド推計によって行います。

市域を対象とした 2027 年における年間商品販売額は、過去の実績値を用いたトレンド推計の結果から最も相関の高い計算式の結果を踏まえ、**6,333 億円**とします。

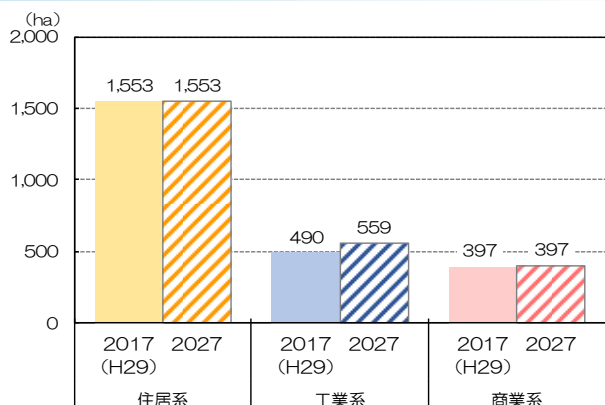


※平成 26 年調査は、平成 19 年調査までと調査対象が異なることから、同一調査として経年的な比較はできないため、トレンド推計には使用していない。

2-4 土地利用フレーム

土地利用フレームについては、三重県との協議を踏まえ、上位計画である三重県都市マスタープランとの整合を図ることとし、前述の将来人口フレーム、工業フレーム、商業フレームを基に現在の市街化区域における土地利用状況を勘案して推計します。

検討の結果、津都市計画区域を対象とした 2027 年における土地利用フレームは、住居系は 1,553ha (現状維持)、工業系は 559ha (69ha 増加)、商業系は 397ha (現状維持)と設定します。

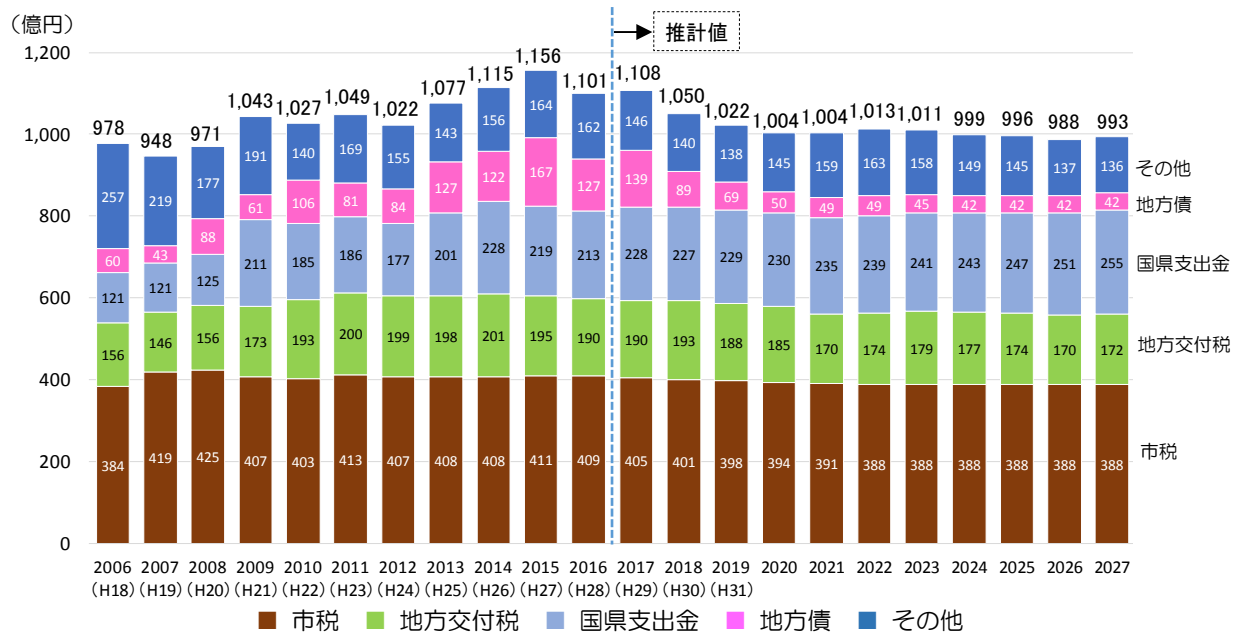


2-5 財政構造

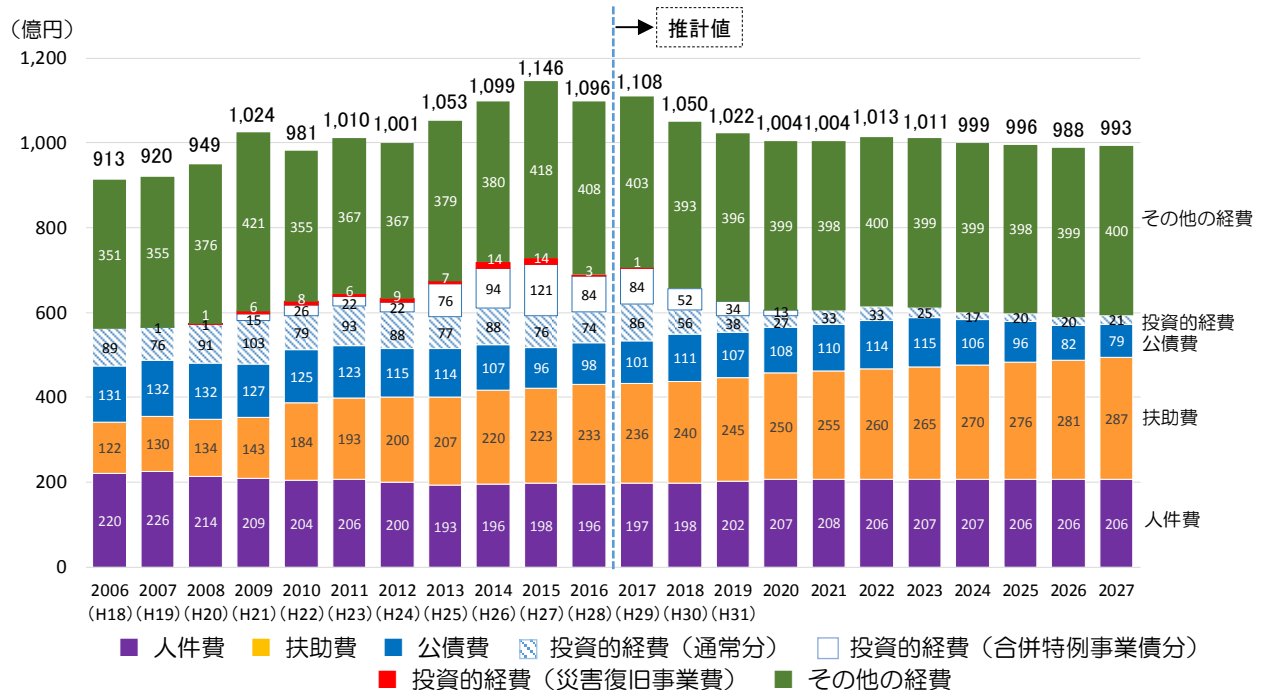
少子高齢化を伴う人口減少の進展などに伴い、歳入の基本となる市税の減少傾向が見込まれている一方で、歳出における社会保障関係経費は今後も増加していくことが見込まれるほか、人口増加などへの対応として建設された公共施設や道路、橋りょうなどのインフラ資産の維持管理費の増加が予測されており、本市を取り巻く財政状況は今後ますます厳しくなります。

ここでは、今後の社会経済情勢の見通しを考慮した推計により、財政調整基金の一定の確保や市債残高の縮減などを図るとした場合のいわばすう勢を示しています。

今回枠組みとして示した規模を超えて投資的事業を行う場合は、財源となる補助金や交付金、あるいは、国からの元利償還に係る交付税措置を伴う地方債、民間資金などを活用するだけでなく、事業の選択や見直しが求められ、加えて、それによる市債残高や基金残高の見通しなど将来への影響を明確にし、市民への説明責任を果たした上で、各年度の予算で示していくこととなります。



■歳入の推計



■歳出の推計

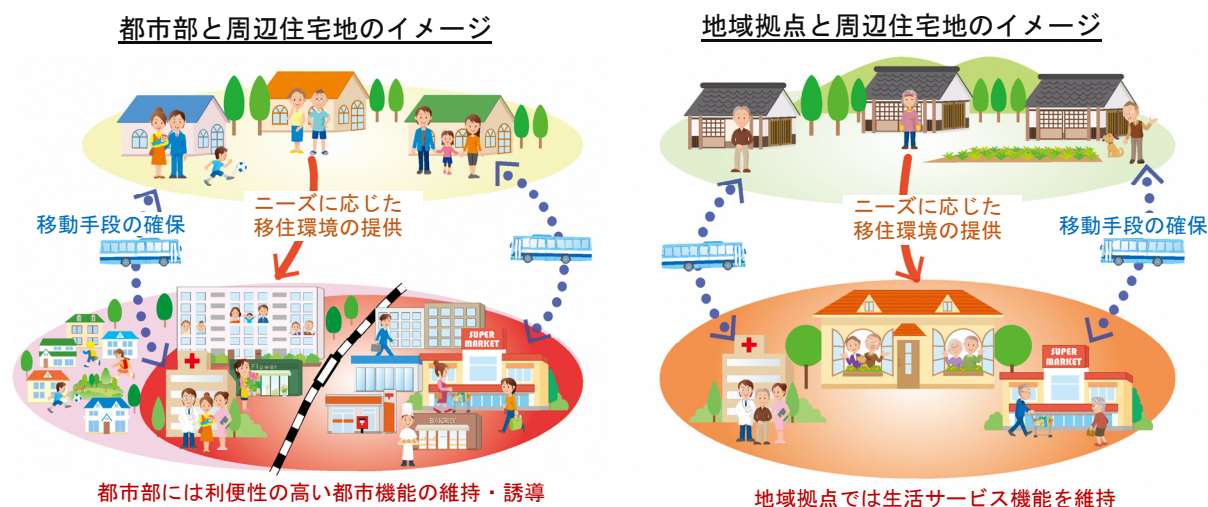
3. 土地利用の方針

3-1 土地利用規制・誘導等に係る基本方針

「安心して住み 快適に暮らせる 未来につながるまちづくり」に向け、本計画では、都市的土地利用の展開を図っていく都市計画区域を中心として、多極ネットワーク型コンパクトシティの構築、市街化区域やその周辺等における良好な市街地の形成及び地域特性を活かした土地利用の促進など、柔軟かつ効果的な土地利用の実現に向けた具体的な土地利用規制・誘導に係る方針などを定めます。

なお、都市計画区域内外にかかわらず、将来都市構造で示した「多極ネットワーク型コンパクトシティ」におけるそれぞれの拠点（多極）については、拠点周辺地域の居住環境の維持・向上のための生活サービス機能の維持・誘導を進めるとともに、地域ニーズに応じた居住の誘導に向けた規制・誘導を検討します。

拠点と周辺住宅地に対する生活スタイルのイメージ



(1) 都市計画区域の指定の考え方

- 市町村合併を契機に本市は、津都市計画区域、安濃都市計画区域及び亀山都市計画区域の3つの都市計画区域を有しています。この3つの区域については、土地利用の現状や地形などの状況、通勤・通学の動向、主要な交通施設の状況などにおいて、おおむね同一の都市圏を形成していると考えられることから、津市として「一体の都市形成」を図るためにも3つの区域を統合することが望ましいと考えられます。しかし、津都市計画区域が線引き都市計画区域、安濃都市計画区域及び亀山都市計画区域が非線引き都市計画区域と、3つの区域は異なる線引き制度を運用している状況です。そのため、各区域における近年の開発動向に注視した上で、各区域が有する歴史的、文化的なつながり、産業、雇用、居住等他圏域との結び付きなども考慮し、都市づくりとの整合を図りながら津都市計画区域への統合について検討します。

(2) 市街化区域・市街化調整区域の設定、見直し等の考え方

- 無秩序な市街地の拡大を抑制し、効率的な土地利用の実現を図るため、現在の区域区分制度を維持します。
- 人口減少が今後も続く予測されていることから、市街化区域は拡大しないことを基本としつつ、新たな産業基盤創出の観点で必要な場合は、災害リスクが低く、他法令による規制がない場所において、工業系に限り地区計画制度などの活用を前提とした市街化区域への編入を検討します。
- 区域区分の境界となる道路、鉄道、河川、崖などの地形地物の形状が、各種基盤整備などにより決定当時から変化している箇所については、現状の地形地物により境界を明瞭化するため、市街化区域の見直しを検討します。

- 市街化調整区域については、前回の都市マスタープランにおいて位置付けた「開発などの余力地」を含め、幹線道路沿いや高台など立地条件が良い土地が点在しているものの、人口減少などの社会情勢が好転しない限りは、現在の法制度下においては新規の市街化区域編入は困難であることから、市街化を抑制する区域であることを基本とし、法制度の範囲内での適正な土地利用を行います。
- 市街化区域であっても現に市街化されておらず、当分の間、営農が継続することが確実に認められるなどにより、計画的な市街地整備の見込みがない区域については、市街化調整区域への編入について検討します。

（３）地域地区の設定、見直し等の考え方

- 土地の適正な利用と保全を図るため、現状の用途地域などの地域地区を基本として、市街地における土地利用の基本的な枠組みを設定します。また、都市環境の保護・増進に向け、必要に応じて地域地区の指定や見直しを検討します。
- 現状の用途地域に対し、誘導すべき土地利用とかい離した状況となっている区域や、目指すべき将来像が変更となる区域については、用途混在の整序化や土地利用の適正化などのため、用途地域などの見直しを検討します。
- 都市拠点などの駅周辺については、民間投資の促進も見据えた医療機関や公共公益施設等の更なる集積などによる都市機能の増進に向け、駅周辺にふさわしい土地利用規制の見直しを検討します。
- 良好な自然的景観を形成している区域のうち、都市環境の保全を図るため定めている風致地区については、時間の移り変わりとともに変化する各地区の特性に応じて、区域の変更や新たなルール指定などを検討します。
- 大規模な低層住宅地の幹線道路沿道など、地域住民の利便性向上を図る必要があると認められる区域については、用途地域の見直しを検討するなど、住環境の保全に努めつつ、生活利便性の向上のための柔軟な土地利用の運用を進めます。

（４）地区計画制度等の活用による規制・誘導等の考え方

- 戸建て住宅団地については、地区計画制度などの活用により、建築物の用途や形態意匠の制限、緑化の推進など、まちづくりのルール化を促進し、地区の特性に応じた良好な住環境の形成を進めます。
- 既存の住宅団地、既存集落及び既存工業団地については、既存市街地の維持に向け、地区計画制度などの活用を検討します。また、活力の維持向上のための企業誘致のため、農地の保全と無秩序な開発の抑制に配慮しつつ、市街化調整区域における地区計画制度などの活用による産業基盤の確保を促進します。
- 広域的な輸送利便性の高い郊外部の幹線道路沿道、優れた自然環境を有する地区において、それら特性を地域の活力の維持向上につなげるための土地活用が必要な場合については、市街化区域内の既存施設への影響がなく、かつ、同区域内において土地利用を行うことが困難である場合、周辺における市街化を促進しない範囲で開発許可制度による開発を検討します。
- 住宅団地や既存集落の維持・保全のため、都市計画提案制度などによる、地区計画制度の活用を進めます。
- 既に地区計画が決定された区域については、居住環境の向上や土地利用に係る需要の変化への対応などのため、都市計画提案制度などで地権者からの提案があり、合意形成を図ることができる場合は、必要に応じ、地区計画の見直しを検討します。

（５）商業系の大規模集客施設の適正配置の考え方

- 人口減少の進展に伴い、商業機能などの無秩序な拡散、散在を抑制するとともに、多様な都

市機能が集積する都市拠点などにおいて拠点性を高めていくため、商業系の大規模集客施設（床面積が1万㎡超の店舗）の適正配置に努めます。

（６）都市計画区域外における土地利用規制・誘導の考え方

- 暮らしを守る森林、農地、水源などの「緑」を保全するため、土地利用の規制などについては、農業振興地域の整備に関する法律や森林法などによる規制を基本としつつ、関連法制度などの活用により、大規模な商業施設や住宅団地などの無秩序な開発の抑制に努めながら、自然的土地利用と農業的土地利用、都市的土地利用の調和した土地利用を誘導します。
- 一部の都市計画区域外において、住宅地の形成や道路沿道への生活利便施設等の立地などによる市街化の進行がみられる区域については、無秩序な小規模開発が進まないように今後の建築動向や開発動向に注視しつつ、適切な土地利用の規制・誘導の実施に向け、津都市計画区域への編入を検討するとともに、郊外部の住宅需要の受け皿となる既存住宅団地については、良好な居住環境を維持・形成に努めます。
- 産業拠点であるニューファクトリーひさい工業団地の一部及び森工業団地については、産業拠点でありながら都市計画区域に含まれていないことから、周辺の工業団地群との土地利用の整合を図るため、津都市計画区域への編入について検討します。

（７）その他

- 市が定める都市計画において、地域住民及び各種団体などによって都市計画の決定又は変更に関する提案が出された場合には、周辺環境への影響に配慮しつつ、提案の実現について検討します。
- 都市計画制度に関する周知や、制度の活用に必要な技術的支援、人的支援を行い、住民が主体となった都市計画の提案を促進します。
- 「地域未来投資促進法」及び「農村産業法」に基づく土地利用については、本計画に沿って行います。なお、本市の持続的な発展のため必要がある場合は、都市計画の見直しを検討します。

3-2 土地利用区分と配置に関する方針

(1) 土地利用区分と配置等の基本方針

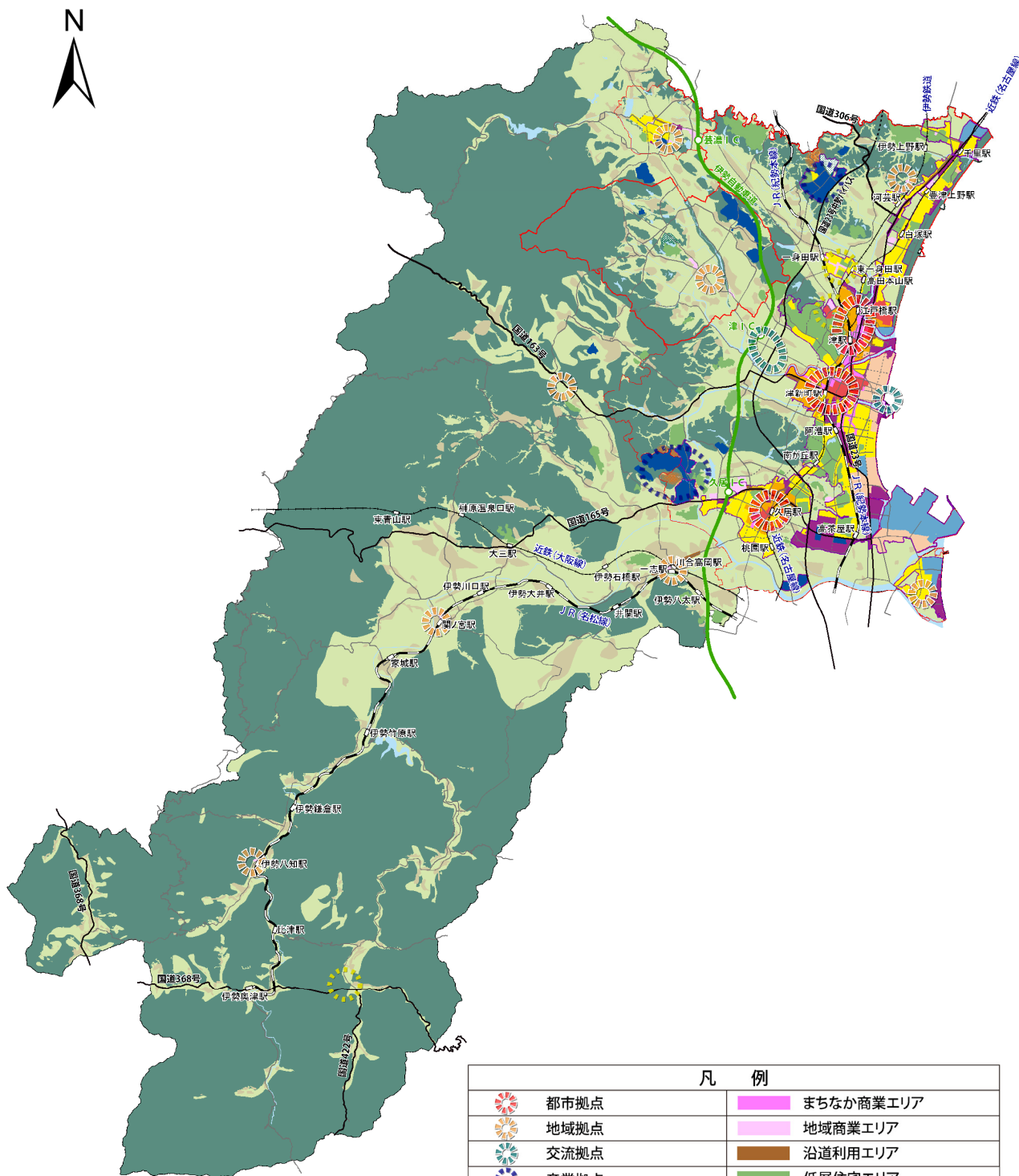
土地利用規制・誘導等に関する基本方針などを踏まえ、将来の土地利用の方向性については、以下に示す 15 種類の土地利用区分及び配置等の基本方針を設定し、具体的な方針については地域別構想において示します。

土地利用区分	配置等の基本方針
都市ゾーン	都市機能集積エリア ❖ 多様で高次な都市機能が集積する駅周辺である都市拠点を中心に位置付けます。 ❖ 交通利便性が高いという特性を踏まえ、公共公益施設や商業・業務施設などの多様な都市機能の強化・集積を図るとともに、歴史・文化資源と調和した都市空間の創造に向けた適切な土地利用規制を行い、拠点性と利便性の向上に努めます。
	まちなか商業エリア ❖ 都市機能集積エリアの外縁部のほか、幹線道路沿道などの商業・業務地を中心に位置付けます。 ❖ 柔軟な土地利用制度の活用などを検討し、既存機能の維持・充実に努めます。
	地域商業エリア ❖ 歴史性を有する地域の商業地や、郊外において公共公益施設や商業施設などの生活サービス機能が集積する地域を中心に位置付けます。 ❖ 地域における日常生活に必要なサービス機能として、公共公益施設や商業施設などの維持・集約化に努めます。
	沿道利用エリア ❖ 市街地に隣接する幹線道路沿道を中心に位置付けます。 ❖ 主に自動車利用者に提供するサービス施設については、その機能の維持に努めます。
	低層住宅エリア ❖ 戸建て低層住宅団地を中心に位置付けます。 ❖ 地区計画制度などの活用により、周辺環境と調和した戸建て住宅が並ぶ良好な住宅地としての維持・形成に努めます。
	一般住宅エリア ❖ おおむね住宅を中心とした土地利用が行われている区域や住宅地内に整備された主要な幹線道路を中心に位置付けます。 ❖ 周辺環境に配慮しながら店舗・事務所等の立地を許容するなど、利便性が高い住宅地の維持・形成に努めます。
	まちなか住宅エリア ❖ 鉄道駅やバス停の徒歩圏などの交通利便性の高い地域を中心に位置付けます。 ❖ 土地の高度利用を図り、共同住宅、店舗、事務所などが共存する利便性の高い中高層住宅地の維持・形成に努めます。
	沿岸部住宅エリア ❖ 沿岸部の津波による災害リスクを有する区域を位置付けます。 ❖ 堤防整備などの防災力の強化を進めつつ、適切な情報提供を行い、地域の防災意識の向上を図るとともに、現状の用途地域に沿った土地利用を維持します。

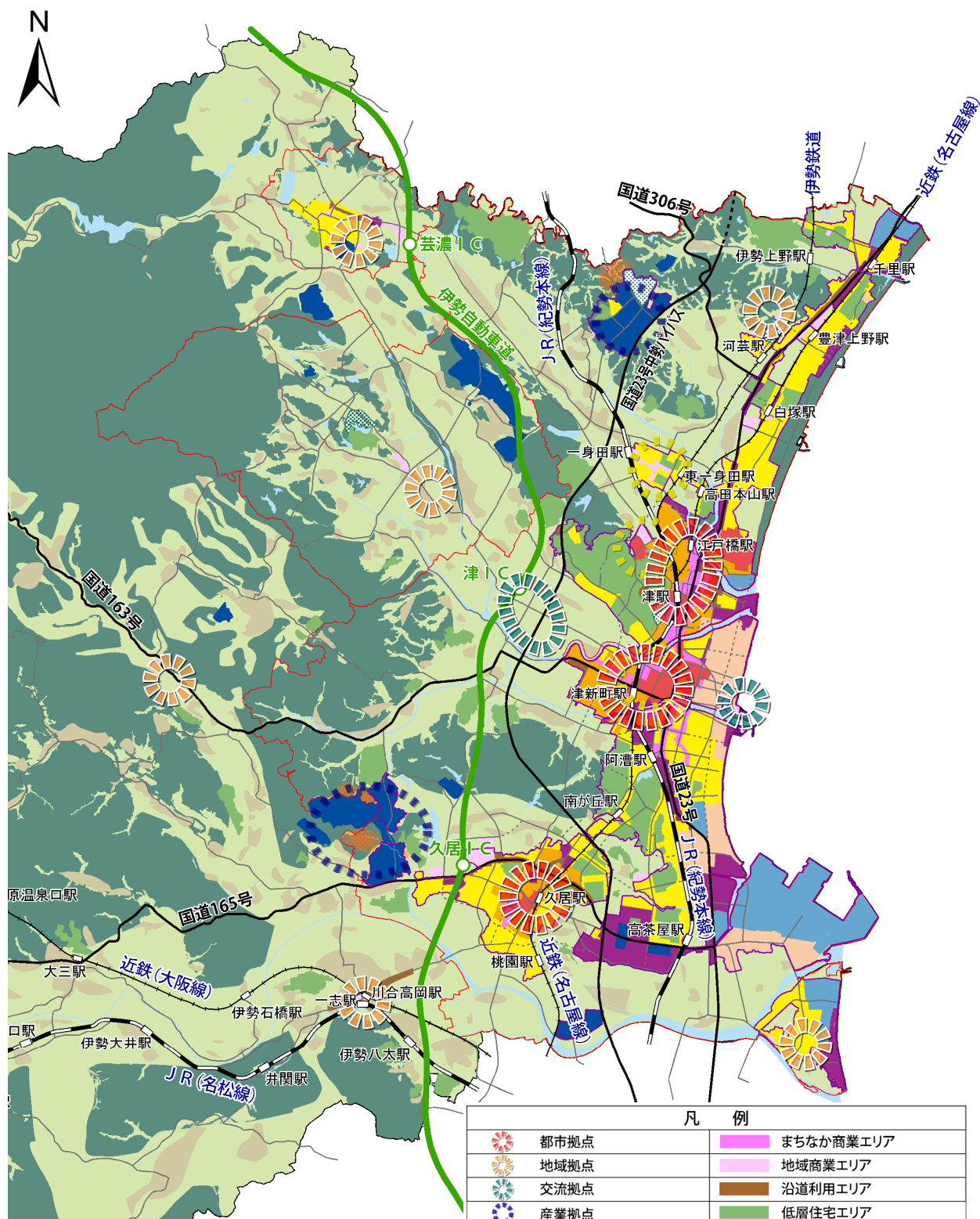
土地利用区分		配置等の方針
都市ゾーン	住商工複合エリア	❖ 住宅と工場、店舗などが混在する区域を位置付けます。 ❖ 現状の土地利用や今後の土地利用動向を踏まえ、必要に応じ、用途地域の見直しなどにより、住工等の混在の整序を進めます。
	内陸部工業エリア	❖ 内陸部の工業団地などを中心に位置付けます。 ❖ 既存の工場集積地については、産業用地の拡大を検討し、企業立地を積極的に促進します。その他の地域についても、新規企業の立地需要を見極めながら、農地の保全と周辺環境に配慮し、工業系の土地利用の維持・充実に努めます。
	臨海部工業エリア	❖ 臨海部の工業団地などを位置付けます。 ❖ 堤防整備や適切な情報提供を図ることなどで防災力の向上を図るとともに、周辺環境に配慮した工業系土地利用を誘導します。
	土地利用検討エリア	❖ 産業振興に向け計画的な市街地形成が必要な地域を位置付けます。 ❖ 産業の振興に向けては、市街化調整区域において立地ポテンシャルが高い地域については、農地の保全と周辺環境に配慮しながら、効果的な土地利用の促進に向けた方策を検討します。
農住調和ゾーン・農村環境共生ゾーン	地域商業エリア（再掲）	❖ 公共公益施設や商業施設などの生活サービス機能が集積する地域を中心に位置付けます。 ❖ 地域における日常生活に必要なサービス機能として、公共公益施設や商業施設などの維持・集約化に努めます。
	沿道利用エリア（再掲）	❖ 市街地に隣接する幹線道路沿道を中心に位置付けます。 ❖ 主に自動車利用者に提供するサービス施設については、その機能の維持に努めます。
	低層住宅エリア（再掲）	❖ 市街化調整区域や非線引き都市計画区域、都市計画区域外に点在する既存の大規模住宅開発地を中心に位置付けます。 ❖ 既存の戸建て住宅地を基本に、田園環境と調和した戸建て住宅が並ぶ良好な住宅地としての維持・形成に努めます。
	一般住宅エリア（再掲）	❖ おおむね住宅を中心とした土地利用が行われている区域を中心に位置付けます。 ❖ 周辺環境に配慮しながら店舗・事務所等の立地を許容するなど、利便性が高い住宅地の維持・形成に努めます。
	住商工複合エリア（再掲）	❖ 住宅と工場、店舗などが混在する区域を位置付けます。 ❖ 現状の土地利用や今後の土地利用動向を踏まえ、必要に応じ、用途地域の見直しなどにより、住工等の混在の整序を進めます。

土地利用区分		配置等の方針
農住調和ゾーン・農村環境共生ゾーン	内陸部工業エリア (再掲)	❖ 内陸部の工業団地などを中心に位置付けます。 ❖ 既存の工場集積地については、産業振興の拠点として、産業用地の拡大を検討し、企業立地を積極的に促進します。その他の地域についても、新規企業の立地需要を見極めながら、農地の保全と周辺環境に配慮し、工業系の土地利用の維持・充実に努めます。
	田園居住エリア	❖ 市街化調整区域や都市計画区域外における幹線道路沿線などに広がる既存集落を中心に位置付けます。 ❖ 必要に応じて、既存集落のコミュニティや活力の維持・向上、田園環境と調和した住環境の維持に努めます。
	田園環境保全 エリア	❖ 優良農地を中心に今後も保全が必要な農地などを位置付けます。 ❖ 農業振興地域の整備に関する法律などによる土地利用規制と調整を図り、開発の抑制や、農地の保全に努めます。
	自然環境保全・ 活用エリア	❖ 森林や里山、丘陵地、海岸を中心に位置付けます。 ❖ 森林法などの土地利用規制との調整を図りながら、森林の多面的機能の保全・活用などに努めます。
自然環境共生ゾーン	自然環境保全・ 活用エリア (再掲)	❖ 森林や里山、丘陵地などを中心に位置付けます。 ❖ 森林法などの土地利用規制との調整を図りながら、森林の多面的機能の保全・活用に努めます。

※沿岸部住宅エリア及び臨海部工業エリアは、三重県津波浸水想定（過去最大クラス）において、浸水が想定される区域を基本に、災害リスクを考慮した市街地形成が必要なエリアとして設定



■土地利用方針図（市域全体）

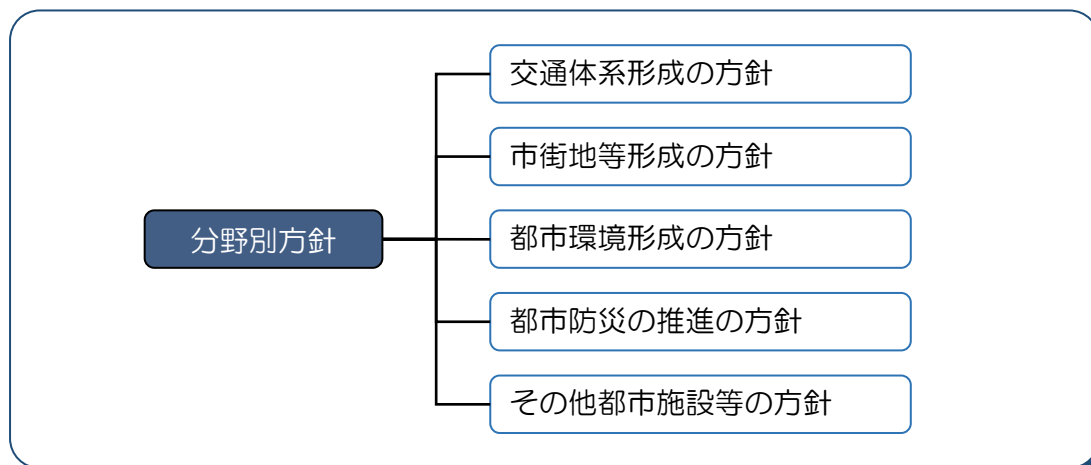


凡 例	
	都市拠点
	地域拠点
	交流拠点
	産業拠点
	歴史・文化拠点
	都市計画区域
	市街化区域
	高速道路
	国道
	その他の道路
	鉄道（ＪＲ）
	鉄道（近鉄・伊勢鉄道）
	河川水面
	総合公園
	都市機能集積エリア
	まちなか商業エリア
	地域商業エリア
	沿道利用エリア
	低層住宅エリア
	一般住宅エリア
	まちなか住宅エリア
	沿岸部住宅エリア
	住商工複合エリア
	内陸部工業エリア
	臨海部工業エリア
	土地利用検討エリア
	田園居住エリア
	田園環境保全エリア
	自然環境保全・活用エリア

■土地利用方針図（拡大）

4. 都市づくりの分野別方針

都市づくりの推進に当たっては、都市づくりを構成する様々な分野が連携し、まとまりのある施策を展開していく必要があります。そこで、以下のとおり分野を分類し、分野ごとにそれぞれの方針を示します。



4-1 交通体系形成の方針

鉄道・バスなどの公共交通機関の有機的な連携を強化し、各拠点と居住地などの移動利便性の維持・向上に努めます。また、円滑な自動車交通を支える道路網については、「津市道路整備計画」との整合を図り、計画的な道路網の形成を進めます。

それらにより、多様な交通需要への対応と新たな都市構造に対応した交通網の形成を図り、リニア中央新幹線の計画・整備状況も注視しつつ、移動利便性が高い総合的な交通ネットワークの形成を進めます。

(1) 公共交通体系の確立

地域公共交通体系の確立

- 移動利便性が高い持続可能な交通サービスが提供できる公共交通体系を実現するため、有識者や交通事業者、市民との協議、協働により、鉄道やバス路線とコミュニティ交通の連携を進めます。
- 人口減少、少子高齢化の進展への対応に向け、都市拠点間を結ぶ路線のサービス水準の維持、都市拠点と地域拠点を結ぶ路線の維持、地域拠点周辺におけるコミュニティバスなどの多様な移動手段の確保を推進するなど、地域性に応じた持続可能な交通体系を検討します。

鉄道の利用促進等

- 環境負荷が少ない鉄道の利用促進を図るため、利用促進に係る啓発活動を推進するとともに、必要に応じ関係機関に対してダイヤ改正や増便、施設整備などを要望し、利便性の向上に努めます。

バス交通の利用促進等

- 民間バス路線、廃止代替バスなどについては、事業者と連携したPR活動やサービスの向上に取り組むとともに、交通事業者を含めた関係機関と協力し、維持・活性化に努めます。
- コミュニティ交通については、高齢化が進展していく中でも、高齢者の外出を促進できる交通環境を確保するため、鉄道や民間バス路線との接続強化を進めます。
- 路線の乗換ができる拠点的なバスターミナルについては、利用者のコミュニティの場など、安全で快適にバスを待つことのできる待合環境の確保に努めます。

海上交通の利用促進等

- 中部国際空港を結ぶ海上アクセスの利便性・快適性の向上と一層の利用促進を図るため、旅客船ターミナルの適切な維持管理に努めるとともに、運航事業者と連携したPR活動やサービスの向上を進めます。

(2) 道路ネットワークの構築

骨格的な幹線道路網の形成

- 市内の渋滞箇所の緩和、市内外の交流の促進、防災機能の拡充を図るため、国道23号中勢バイパスの残区間の整備、全線4車線化、交差点の立体化を要望するなど、広域交通を担う路線整備を促進します。
- 国道163号などの主要な幹線道路で、交通量の増加が見込まれる箇所については、道路拡幅や交通安全の確保を図るバイパスなどの整備を促進します。
- 市内における各地域間の連携、交流を促進するため、拠点間を結ぶ路線などの整備を進めます。
- 人口や交通需要などの社会情勢の変化を踏まえ、「三重県都市計画道路の見直しガイドライン」などに基づいた都市計画道路の見直しを継続して適切な時期に実施します。

生活道路の確保

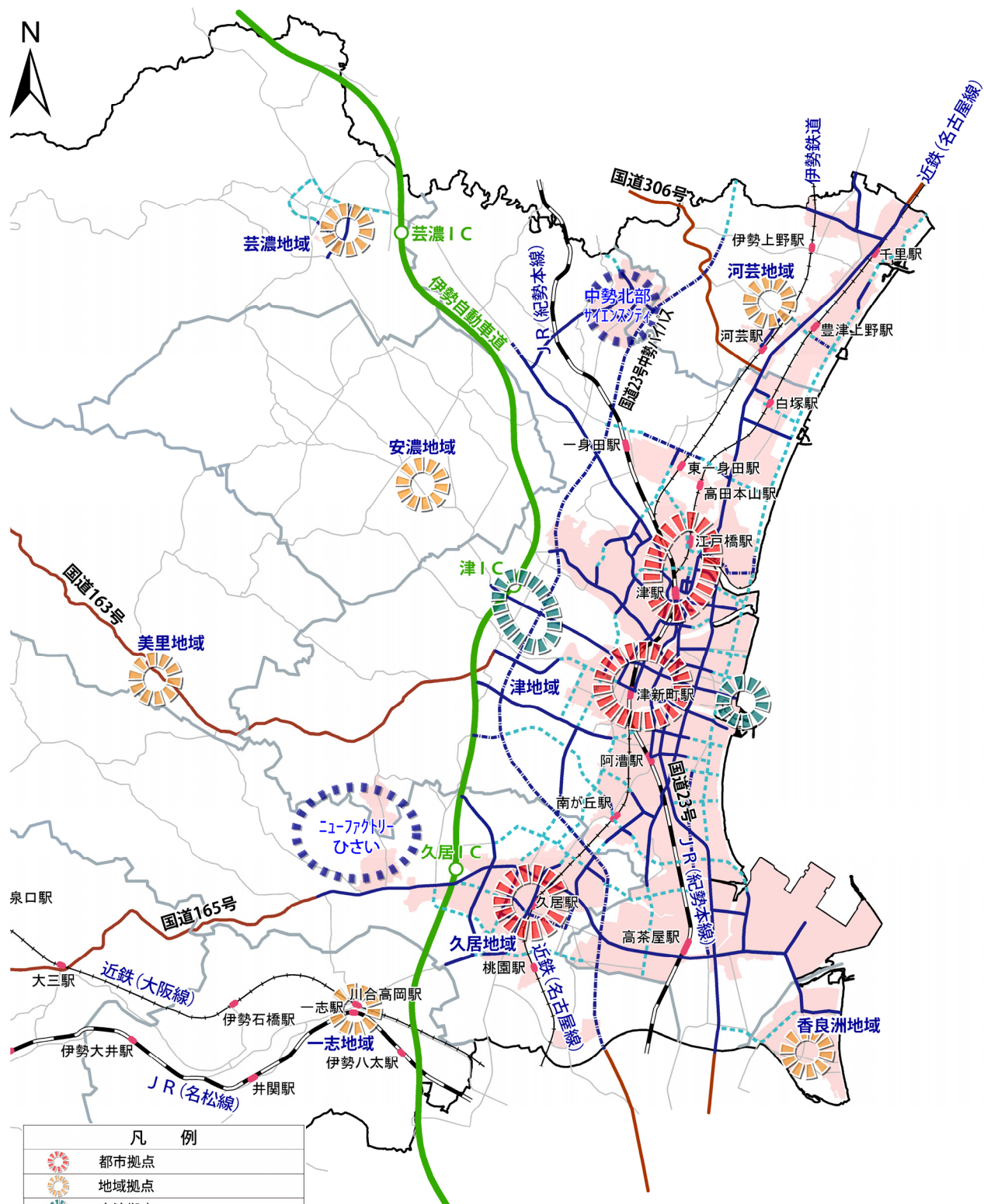
- 住民生活に密着した道路については、舗装修繕工事、路肩除草など、適切な維持管理や補修を行うとともに、安全な通行が確保できるよう、拡幅整備や歩道整備、局部的な改良の整備を進めます。
- 幅員4m未満の狭あい道路については、セットバック部分の寄附に係る費用の一部を助成する津市狭あい道路整備事業による取組を進めるなど、住民生活の利便性と安全の確保に努めます。

安全で安心な道路環境の創出

- 「津市舗装維持管理計画」、「津市橋梁長寿命化修繕計画」などに基づき、適切な維持管理や補修を行い、安全で安心に利用できる道路空間の形成を進めます。
- 緊急輸送道路として機能する道路については、防災機能の拡充を図るため、長寿命化、耐震化について検討します。

自転車ネットワークの構築

- 道路利用者の安全性向上のため、自転車ネットワークの構築を進めます。



凡 例	
	都市拠点
	地域拠点
	交流拠点
	産業拠点
	市街化区域
	高速道路(広域連携軸)
	国道(広域連携軸)
	県道等
	鉄道(JR)
	鉄道(近鉄・伊勢鉄道)
	地域界
	都市計画道路(整備済)
	都市計画道路(概成済)
	都市計画道路(未整備)

※都市計画道路

整備済：都市計画道路の計画幅員のとおりに整備されている整備済みの区間

概成済：都市計画道路の計画幅員は満たさないものの、同程度の機能（計画幅員の2/3程度）を満たす現道がある区間

未整備：都市計画道路の整備が行われていない区間

■都市計画道路網の形成方針図

(3) その他交通施設の整備

駐車場・駐輪場の確保

- 都市拠点や、鉄道駅などの交通結節点の機能強化を図るため、必要な駐車場・駐輪場の確保を進めるとともに、パークアンドライドなどの活用や、既存の市営駐車場などの利用を促進します。
- 鉄道事業者や関係機関の協力を得ながら、自転車利用者の多い鉄道駅周辺における駐輪場の整備を進めます。

伊勢湾ヘリポートの活用

- 緊急時における物資の輸送等の体制の強化など、多目的な利活用について検討します。
- 日常から施設の適切な維持管理を行い、安全を確保します。

4-2 市街地等形成の方針

将来都市像の実現を目指し、定住促進や産業振興に寄与する効果的かつ戦略的な市街地形成に向けた都市基盤の整備を進めます。中でも、都市拠点については、成熟型社会に対応した都市構造への転換に向けて利便性の高い都市づくりを目指し、都心居住を進めるとともに、優先順位や実現方法を見極めながら都市拠点にふさわしい多様な高次の都市機能の集積を戦略的に進めます。

(1) 拠点的な市街地の形成

多様な高次の都市機能の集積

《津駅・江戸橋駅周辺》

- 本市の玄関口である津駅東口周辺については、周辺の都市基盤整備の状況を踏まえ、津駅前北部地区第一種市街地再開発事業の事業化に向けた取組を進め、土地の合理的かつ健全な高度利用に努めます。
- 津駅東口から江戸橋駅にかけての地域については、立地条件を活かして都市機能の集積を目指し、地域住民と課題解決に向けた整備手法を協議しながら、市街地の整備を進めます。
- 津駅西口周辺については、津偕楽公園、三重県立美術館、三重県総合文化センター、三重県総合博物館及び新たな施設（NHK津放送局）の立地が検討されている旧三重県立博物館跡地などの立地施設の特性を活かし、周辺環境に配慮した利便性の高い住宅地や、教育・文化水準の高い市街地ゾーンの維持・形成に努めます。
- 津駅周辺の市街地の慢性的な渋滞を緩和し、歩行者、自転車の安全を確保する対策の一つとして、大谷踏切の拡幅整備を進めます。
- 江戸橋駅から国道23号の区間については、江戸橋上浜町線の整備の中で、安全性の確保と利便性の向上を図るため、道路空間などの環境整備を進めます。

《津新町駅・大門・丸之内周辺》

- 津新町駅から国道23号沿道にかけて立地している業務系施設及び大門商店街にかけて広がる豊富な歴史・文化資源や商業機能など、多様な交流機能を有する地域性を活かし、回遊性の向上や滞留環境の充実など、本市のにぎわい創出の拠点としての整備再生を進めます。

《久居駅周辺》

- 駅前広場や文化ホール、交流広場、駐輪場、駐車場、周辺市道など、市民の利便やにぎわいにつながる公共施設の一体的な整備を進めます。また、副都市核にふさわしい土地利用となるよう、土地の高度・複合利用を促進します。

《津インターチェンジ・津なぎさまち周辺》

- 津インターチェンジ周辺については、津市産業・スポーツセンターにおけるビジネスやスポーツ等の各種イベントなどの集客力と、自動車交通の重要な結節点であるアクセス性の良さを活かした圏域内外との交流機能の充実に努めます。なお、前回の都市マスタープランでは、新産業交流拠点の形成を目指して市街化区域編入検討地に位置付けましたが、現在の法制度下においては、市街化区域への編入は困難であり、極めて限定的な土地利用しかできない状況となっています。このことから、無秩序な開発を抑制し、将来的な土地利用の妨げとならないよう努めるとともに、国・県に対しては、柔軟な土地利用が可能となるよう、規制緩和と抜本的な法令改正を要望していきます。
- 本市の海の玄関口である津なぎさまち及びその周辺については、交流拠点として求められる機能を高めるため、その背後地の活用方策を検討するとともに、周辺の市街地や岩田川対岸の既存の港湾施設などと連携を図りながら、にぎわいと交流を創出するみなとまちづくりを進めます。

歴史・文化資源を活かした都市空間の形成

- 津城跡（お城公園）及びその周辺に点在する恵まれた歴史・文化資源を活かした魅力的な都市空間の形成を進めます。
- 一身田寺内町地区については、歴史・文化資源を活かした住環境の維持・保全などを行い、市内外からの来訪を促進するとともに地域の活性化を図ります。

（２）その他市街地等形成の方針

住宅・住環境の整備

- 市街地については、都市型集合住宅の誘導、郊外の戸建て低層住宅団地については、戸建て低層住宅が並び良好な住宅地の維持・充実など、地域の住宅特性を活かしたメリハリのある住環境の維持・形成に努めます。
- 既存の戸建て低層住宅団地については、壁面の位置、建築物の用途や高さ、面積等の制限を定めるなど、地区計画制度などの活用により、周辺環境と調和した良質な住宅地の維持・充実を進めます。
- 新たな住宅団地などの整備については、民間活力などによる土地区画整理事業の実施や、地区計画制度の活用などにより、質の高い道路や公園などの都市基盤の整備を行うとともに、自然環境との調和にも配慮した良好な住宅地の形成を進めます。
- 道路などの都市基盤施設が不足する地区や老朽木造住宅が密集する市街地では、地域住民の意向把握に努めながら生活環境の改善などを検討します。
- 空き家や空き地の有効活用を促進し、倒壊等著しく保安上危険となる特定空家等については、取壊しや修繕を促す取組に努めます。
- 都市拠点においては、土地の有効活用を図るため市街地再開発事業などによる都市環境の改善を伴った住宅供給や、民間の都市型集合住宅や高齢者向け住宅等の供給を促進するなど、既に整備されている都市基盤を有効活用した拠点周辺への居住促進に努めます。

公営住宅等の整備等

- 公営住宅における既存ストックの効率的な運用を図るため、「津市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、建築物の長寿命化を図るための改善、維持・保全など適正な管理に努めるとともに、老朽化した公営住宅などを中心に防災上の安全性を加味し統廃合や集約化に向けた取組を進めます。

商業・業務地の形成

- 駅周辺など公共交通の利便性の高い地域については、公共公益施設の機能の維持・充実に努めるとともに、地域住民に対する日常生活品の供給を行う商業施設などの機能維持を進めます。

工業地の形成

- 産業拠点である中勢北部サイエンスシティの未分譲区画のほか、工場などの未利用地の活用を図り、企業誘致を進めるとともに、既存企業の規模拡大、移転ニーズに対応するため、既存工業団地隣接地を基本とし、開発要件の緩和や市街化区域の拡大などによる新たな産業用地の確保について検討します。
- 臨港地区に隣接する工業専用地域については、産業構造などの変化を踏まえつつ、防災機能の強化を促進することで工業系を基本とした土地利用の維持に努めるとともに、災害リスクや現況の土地利用、地域の意向などを踏まえ、一部地域において土地利用の見直しを検討します。

4-3 都市環境形成の方針

海岸部や河川、市街地、山地などを結ぶ水と緑の有機的なネットワークを形成するため、道路空間や親水空間等での緑化などの充実や、計画的な公園・緑地の整備などに努めます。

また、「津市景観計画」に基づき、市内の各地域が持つ自然や歴史の資源を活かし、都市生活や観光交流に潤いと憩いを与えられるような景観の形成を進めます。

(1) 公園・緑地の方針

公園等の整備

- 都市計画公園及び都市計画緑地のうち、長期にわたり事業未着手のものや未整備の箇所については、都市計画区域全体の配置や縮小などの見直しを進めます。
- 中勢グリーンパークなどの都市基幹公園については、広く市民を対象とした憩いの場や、レクリエーションやスポーツなどを行う場として、民間活力の活用や指定管理者による包括的な管理運営などの検討も含め、それぞれの公園の特徴を活かした整備や、適切な維持管理に努めます。
- 市街地に多くの自然を保有している千歳山については、歴史的な経過や文化的な価値を踏まえつつ、近接する岩田池公園の整備計画と整合し、活用を進めます。
- 地域住民にとって身近な街区公園などについては、地域の触れ合いの場となるよう、安全・安心に利用でき、魅力ある公園づくりを進めるため、適切な維持管理に努めるとともに、利用者のニーズや利用状況に合わせた施設の再整備に努めます。
- 公園施設の老朽化対策については、「津市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的かつ効率的に施設更新などを行うとともに、遊具については、既存施設を更新するだけでなく、利用状況などを考慮し、必要に応じて健康遊具などを配置します。
- 都市公園以外の公園などについては、山林や河川などの豊かな自然を活用した自然体験、心の癒しや健康増進などの多様なレクリエーションの場として、活用や維持管理に努めます。
- 周辺住民の高齢化や人口減少に伴い利用率が低くなっている公園などについて、施設の活用方法や在り方を検討します。
- 良好な住環境形成のため、公園や緑地における樹木の維持管理計画や花木の名所を存続するための管理計画を作成し、維持管理に努めます。
- 公園への愛護心や利用率を高めるため、地元自治会や活動団体などによる除草、清掃などの日常の維持管理業務委託を継続するとともに、サービスの向上のための管理方法の導入を進めます。

緑地の保全・活用

- 緑豊かな都市環境の維持・形成を進めるため、良好な自然的景観を形成している樹林地や水辺、市街化区域内の緑地機能を始めとした多様な機能を有する農地については、市民農園としての活用などにより、その保全を促進します。
- 現在指定している風致地区については、状況の変化を見極め、必要に応じて指定範囲や規制内容の見直し、地区特性に応じた許可基準の導入を検討します。また、千歳山など、特に自然的要素に富み、景観の優れている樹林地や水辺については、新たな風致地区としての指定を検討します。
- 臨港地区に隣接した工業専用地域に指定された緑地については、産業構造の変化や、地域の意向などを踏まえ、緩衝帯としての機能などの見直しを検討します。

(2) 景観形成の方針

地域特性に応じた景観形成

- ❑ 津駅周辺については、都市拠点の中心として本市の玄関口にふさわしい景観形成を進めます。
- ❑ 一身田寺内町地区については、寺院群や町屋などが連なる歴史的まちなみの保全に努め、周囲の景観資源との調和に配慮した景観形成を進めます。
- ❑ 丸之内周辺については、津城跡（お城公園）など歴史的景観と公共公益施設や、店舗などの多様な都市機能が集積した都市景観との調和を図った景観形成を進めます。
- ❑ 津なぎさまち・フェニックス通り地区については、本市の海の玄関口につながる地区として、また、海へと向かうシンボルロードにふさわしい景観形成を進めます。
- ❑ 国道 23 号、国道 23 号中勢バイパスの道路空間などについては、本市を印象づける沿道景観として、屋外広告物の規制誘導などにより、良好な景観の形成を進めます。
- ❑ 市内を流れる河川やため池、海岸は、市民に潤いや安らぎを与える貴重な空間であることから、維持管理上影響を及ぼさない範囲内で自然環境を保全しつつ、親水空間の創出に努めます。

公共建築物等における景観形成

- ❑ 公共建築物などについては、周辺環境と調和した良質な施設の建設や敷地内の緑化などを先導的に進めます。

(3) 環境の保全・活用

農地の保全

- ❑ 食料の生産・供給のみならず、多様な公益的機能を有する市街地周辺に広がる農地やため池については、農地の適正利用、流動化などによる適切な管理を促進します。

海・河川環境の保全

- ❑ 西部の森林と東部の自然海岸を結ぶ河川は、重要な水の軸として保全するとともに、動物の移動や生息地となる河川や緑道を含めた生態的ネットワークの形成に努めます。
- ❑ 海や河川環境を保全するため、公共下水道や農業集落排水の整備、浄化槽の設置など生活排水処理施設の整備を進め、流域が一体となった公共用水域の水質保全に努めます。

豊かな自然環境の活用

- ❑ 親水性の高い海岸部については、水辺環境の創出を図り、体験型観光など観光レクリエーション資源としての活用を進めます。

環境への負荷軽減

- ❑ 公共交通機関の利用促進を図るなど、環境負荷の軽減を進めます。

(4) 河川・下水道の整備

生活排水対策の推進

- ❑ 各地域の特性に応じた効果的で効率的な生活排水処理の実現に向け、下水道、農業集落排水、浄化槽などの区域の見直しを行った「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、計画的な整備を進めるとともに、適切な時期に計画の見直しを実施します。
- ❑ 公共用水域の水質保全や生活環境の改善などを図るため、「津市下水道事業基本計画」に基づき、効率的な下水道事業を進めます。

雨水対策の推進

- 雨水排水計画の策定を行い、排水整備を進めます。
- 雨水の流出抑制対策を多面的に行うため、農業用ため池の調整池としての活用や農地の保水機能の確保、各戸における雨水貯留や雨水の再利用施設の普及を促進します。
- 開発行為に対する適切な土地利用を規制、誘導するとともに、調整池などの雨水流出抑制施設の設置により、雨水流出量の抑制を進めます。
- 土地利用形態の変化に伴う雨水流出量の増大に対処するため、公共下水道、一般排水路及びポンプ場の整備を進め、浸水の低減に努めます。

河川整備等の促進

- 治水対策を図るため、雲出川水系（雲出川・雲出古川・波瀬川など）、相川水系（相川・天神川）、安濃川水系（安濃川、穴倉川など）、岩田川水系（岩田川、三泗川など）、志登茂川水系（志登茂川・横川など）、田中川水系（田中川・三行川）、中ノ川水系（中ノ川）の河川改修事業や適正な維持管理について河川管理者に要望し、整備を促進します。
- 津市管轄の準用河川については、河川の特性に応じた河川計画を策定し、それに基づき河川改修や適正な維持管理による治水対策を進めます。
- 河川改修工事を促進するとともに良好な親水空間の形成に努めます。

4-4 都市防災の推進の方針

安全・安心な都市づくりの実現を目指し、地震・津波や洪水・土砂災害などの災害に対応した都市づくりを進めます。また、多重防御による地域防災力の向上を図るため、防災・減災に向けた各種整備の推進と合わせ、防災意識の向上に資する啓発に努めます。

(1) 災害対策の推進

防災基盤の整備

- ❑ 「津市地域防災計画」に基づき、各地域における防災活動の中心的な役割を担う総合支所や避難所となる学校、市民センターなどの施設において、災害時に備えた備蓄物資、防災資機材等の防災設備などの整備を進めます。

自主防災組織の強化

- ❑ 災害時における市民の防災活動は、被害の低減・抑制につながることから、市民の防災意識を高め、自主防災組織の拡充と強化を促進します。

(2) 地震・津波対策の推進

市街地等における災害対策

- ❑ 公園などの公共空地については、災害時の一時避難場所として活用するなど、災害時における安全確保に努めます。
- ❑ 建物の倒壊などによる道路閉塞の危険性を低減し、緊急車両の進入ができるよう、建築物の耐震化と合わせ、狭あい道路の拡幅、整備に向けた取組を進めます。
- ❑ 倒壊により避難路を塞ぐ可能性のある危険なブロック塀の除却補助制度の導入を検討します。

建築物等の耐震化等

- ❑ 多くの市民が利用する建築物については、「津市耐震改修促進計画」に基づき、耐震化を促進し、災害時における市民の安全の確保を進めます。
- ❑ 市民の日常生活で重要な役割を担う道路や橋りょうについては、適切な維持管理や耐震補強、架け替えを進め、安全・安心な都市基盤の整備に努めます。
- ❑ 建築物の倒壊や延焼による危険性を低減するため、市民に対し耐震化への啓発を進め、耐震化促進事業に基づく木造住宅の補強や除却などを促進します。
- ❑ 地震時に避難路の通行を確保するため、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられることになった第一次緊急輸送道路の沿道に建つ、前面道路を閉塞して円滑な避難を困難とするおそれがある建築物については、耐震化に係る支援制度の導入を検討します。
- ❑ 上・下水道施設については、老朽化施設の計画的な耐震化を進めることにより、災害時における住民の安全で衛生的な生活環境の確保に努めます。

津波対策の推進

- ❑ 大規模地震による津波や台風などによる影響に対して、液状化対策、高潮対策などを図るため、海岸堤防の管理者に対して施設整備を要望し、整備を促進します。
- ❑ 津波浸水想定区域については、津波からの避難場所を確保するため、公共施設への外部階段の整備や津波避難ビルなどの指定に向けた取組を進めます。また、平時は公園として、津波災害時には津波避難にも活用できる防災公園として香良洲高台防災公園の整備を進めます。

(3) 土砂災害対策・浸水対策・洪水対策

土砂災害対策の促進

- 土砂災害を防止するため、急傾斜地崩壊対策、土砂流出対策、地すべり対策を関係機関である三重県に要望し、整備を促進します。

雨水対策の推進

- 雨水排水計画による公共下水道、一般排水路及びポンプ場の整備を推進するとともに、多面的な雨水抑制対策が実施できるよう、農地・農業用施設の活用、各戸における雨水貯留を促進し、開発行為に対する適切な規制・誘導などで雨水対策を進めます。

河川改修の促進

- 大型台風や集中豪雨に伴う浸水被害に対して、地域住民の安全・安心な生活環境を確保するため、関係機関と連携して、緊急度の高い箇所の改修や適切な維持管理を促進するなど、治水対策に努めます。

4-5 その他都市施設等の方針

効率的で持続可能な都市の形成に向け、「津市公共施設等総合管理計画」と連携を図り、既存施設の需給バランスや老朽度の状況などを踏まえた効率的な施設の維持・更新を進めるとともに、都市拠点や地域拠点周辺への戦略的な機能集積を図ることができるよう施設配置について検討します。

また、公共公益施設の移転や統廃合による施設跡地については、有効な土地利用に向け必要な場合は都市計画決定の見直しを検討します。

上水道の整備

- 安全・安心でおいしい水の安定供給を確保するため、「水道事業基本計画」に基づき、安定した水源の確保や浄水場の統合、浄水及び配水施設の更新、耐震化を行うとともに、老朽管路の更新などを進めます。

ごみ処理施設の整備

- 廃棄物処理施設については、安全で効率的な運転管理の充実を図るとともに、施設の更新に向けた在り方について検討します。

スポーツ施設の整備

- スポーツ施設については、第76回国民体育大会及び第21回全国障害者スポーツ大会の開催に向けた施設整備を進めるとともに、既存施設の計画的な修繕・改修を行い、各施設の状況に応じた機能の維持・向上に努めます。

教育施設等の整備

- 義務教育である小中学校については、望ましい学校教育環境を確保していくため、大規模改造を計画的に実施するなど、適切な維持管理を進めます。また、幼稚園については、利便性の高い居住地形成に向けた最適な配置や規模については、増加する保育所への保育ニーズとともに、その在り方を検討します。
- 通学路については、通学路の安全確保に関する取組の方針である津市通学路交通安全プログラムを踏まえ、教育委員会、道路管理者、公安委員会などの関係機関や地域と連携し、その安全の確保に努めます。